

第三級陸上特殊無線技士試験問題

(注) 解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答欄に正しく記入（マーク）すること。

法規 12問 } 24問 1時間
無線工学 12問

法 規

〔1〕 無線局の無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務省令で定める場合を除き、どのような手続をとった後でなければ許可に係る無線設備を運用してはならないか。次のうちから選べ。

- 1 当該工事の結果が許可の内容に適合している旨を総務大臣に届け出た後
- 2 運用開始の予定期日を総務大臣に届け出た後
- 3 総務大臣の検査を受け、当該工事の結果が許可の内容に適合していると認められた後
- 4 工事が完了した後、その運用について総務大臣の許可を受けた後

〔2〕 「無線局」の定義として、正しいものはどれか。次のうちから選べ。

- 1 無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
- 2 免許人及び無線設備を管理する者の総体をいう。
- 3 無線設備及び無線設備の操作の監督を行う者の総体をいう。
- 4 無線設備及び無線従事者の総体をいう。ただし、発射する電波が著しく微弱で総務省令で定めるものを含まない。

〔3〕 電波法に規定する電波の質に該当するものはどれか。次のうちから選べ。

- 1 信号対雑音比
- 2 電波の型式
- 3 周波数の偏差及び幅
- 4 変調度

〔4〕 無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証をどのようにしていなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 携帯する。
- 2 無線局に備え付ける。
- 3 通信室内に保管する。
- 4 通信室内の見やすい箇所に掲げる。

〔5〕 第三級陸上特殊無線技士の資格を有する者が、陸上の無線局の空中線電力100ワット以下の無線設備（レーダー及び人工衛星局の中継により無線通信を行う無線局の多重無線設備を除く。）の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作を行うことができる周波数の電波はどれか。次のうちから選べ。

- 1 960MHzから1,215MHzまで
- 2 1,215MHz以上
- 3 4,000kHzから25,010kHzまで
- 4 25,010kHzから960MHzまで

〔6〕 無線従事者は、免許の取消しの処分を受けたときは、その処分を受けた日から何日以内にその免許証を総務大臣に返納しなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 30日
- 2 14日
- 3 10日
- 4 7日

第三級陸上特殊無線技士試験問題

法 規

〔7〕 一般通信方法における無線通信の原則として無線局運用規則に定める事項に該当するものはどれか。次のうちから選べ。

- 1 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。
- 2 無線通信を行う場合においては、略符号以外の用語を使用してはならない。
- 3 無線通信は、長時間継続して行ってはならない。
- 4 無線通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、通報の送信終了後一括して訂正しなければならない。

〔8〕 無線局の臨時検査（電波法第73条第5項の検査）が行われることがあるのはどの場合か。次のうちから選べ。

- 1 総務大臣に無線従事者選解任届を提出したとき。
- 2 総務大臣から許可を受けて、無線設備の変更の工事を行ったとき。
- 3 無線局の再免許の申請をし、総務大臣から免許が与えられたとき。
- 4 総務大臣から臨時に電波の発射の停止を命じられたとき。

〔9〕 総務大臣から無線従事者がその免許を取り消されることがあるのはどの場合か。次のうちから選べ。

- 1 免許証を失ったとき。
- 2 電波法に違反したとき。
- 3 日本の国籍を有しない者となったとき。
- 4 引き続き5年以上無線設備の操作を行わなかったとき。

〔10〕 無線局の免許人は、非常通信を行ったときは、どうしなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 地方防災会議会長に報告する。
- 2 非常災害対策本部長に届け出る。
- 3 総務省令で定める手続により、総務大臣に報告する。
- 4 その通信の記録を作成し、1年間これを保存する。

〔11〕 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、その免許状をどうしなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 直ちに廃棄する。
- 2 1箇月以内に総務大臣に返納する。
- 3 3箇月以内に総務大臣に返納する。
- 4 2年間保管する。

〔12〕 無線局の免許人は、無線従事者を選任し、又は解任したときは、どうしなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出る。
- 2 2週間以内にその旨を総務大臣に届け出る。
- 3 1箇月以内にその旨を総務大臣に報告する。
- 4 速やかに総務大臣の承認を受ける。